

# 危機管理マニュアル

令和8年度版

東広島市立高屋中学校

## 目 次

目 次 .....	1
危機管理にあたって .....	2
緊急連絡先一覧 .....	5
事故発生時対応マニュアル .....	6
不審者の校内侵入への対応 .....	7
下校中の不審者情報への対応 .....	8
時間外の不審者情報の場合 .....	9
登校前台風・大雨情報に伴う対応 .....	10
台風接近・大雨警報発令時の HR での指導 .....	11
登校後台風・大雨情報への対応 .....	12
食中毒発生時の対応マニュアル .....	13
食物アレルギー緊急時対応マニュアル .....	14
下痢・吐物の処理マニュアル .....	15
不登校生徒及び不登校傾向生徒への対応 .....	16
問題行動・いじめ発生時の対応マニュアル .....	17
地震発生時の対応マニュアル .....	18
火災発生時の対応マニュアル .....	19
非常ベル作動時の行動マニュアル .....	20
避難経路 .....	21
緊急時の生徒の引き渡し下校 .....	22

## 危機管理にあたって

### 危機管理の方針

- 1 生徒の命（安全）を第1とする。
- 2 校長を中心とした学校体制で全教職員の共通理解のもと、組織として協働で対応に当たる。

### 危機管理の基本的姿勢（さしすせそ）

- さ … 最悪を考え
- し … 慎重に
- す … 素早く
- せ … 誠意をもって
- そ … 組織的に 対応する。

#### 報告・連絡・相談・確認の徹底

対応が遅ければ、二次的、三次的被害が拡大する可能性もある。（状況が複雑になることもある。）

## 危機管理

### 1 学校の危機管理の在り方

#### ① 危機管理の必要性

事前の危機管理(リスク・マネージメント)

事件・事故の発生を極力未然に防ぐことを中心とした危機管理

事後の危機管理(クライシス・マネージメント)

万が一事件・事故が発生した場合に、適切かつ迅速に対処し、被害を最小限に抑えること、さらにはその再発の防止と通常の生活の再開に向けた対策を講じることを中心とした危機管理である。

学校の危機管理の対象

地震、火災などの自然災害、食中毒を含む感染症、授業や課外活動における事故、通学中の交通事故などさまざま。学校への不審者の侵入は子どもや教職員等の生命や心身等の安全を脅かすことはもちろんのこと、学校に対して深刻な被害をもたらす、近隣住民をも不安に陥れるものであり、学校の危機管理の対象として非常に重要である。

#### ② 学校の危機管理の目的

子どもや教職員等の生命や心身等の安全を確保すること。

危機をいち早く発見して事件・事故の発生を未然に防ぎ、子どもや教職員等の安全を確保することが最も重要である。

発生した場合は、適切かつ迅速に対処し、被害を最小限に抑えること、さらには事件・事故の再発防止と教育の再開に向けた対策を講じること

#### ③ 学校の危機管理における体制づくりの意義

校長が責任者となり、安全担当の教職員が中心となって活動を推進する。(すべての教職員がそれぞれの状況に応じて平時から役割を分担し、連携を深めながら活動を進めていく必要がある。

教育委員会をはじめ、警察等の地域の関係機関・団体との連携を確立し迅速に連絡しあい、協力しあうことが可能な体制を作っておくことが大切である。

安全教育を通じて、子どもに自他の安全を守る態度を養い、自分自身で危険に気づき、それを回避する能力を育てる。

保護者や地域住民に対して危機管理への理解と協力を求めること

## 2 学校における危機管理の内容

### ① 学校安全計画と危機管理

#### 学校安全計画

安全教育に関する事項	計画的な教育
安全管理に関する事項	施設設備の充実
安全に関する組織活動	体制づくり等

学校安全計画を踏まえて危機管理を具体的に実行するための必要事項や手順等を示したものが危機管理マニュアルである。(機能するように訓練することが必要)

### ② 学校への不審者侵入に対する危機管理の在り方

ハード(施設・設備の充実)とソフト(安全管理や安全教育を計画的、組織的に進めていくこと)の充実

教職員全体の危機管理に対する意識を高めることが不可欠

住民全体で安全で安心できる生活を送れるようなまちづくりを行うことが基盤

### ③ 学校における危機管理の進め方

- ・ 校長, 教頭, 安全担当等を中心として, 危機管理体制づくり
- ・ 家庭や地域の関係機関・団体と連携しながら, 学校周辺等における不審者等の情報を把握する。
- ・ 様々な状況に応じて, 実行可能で効果的な対策を講じる。
- ・ 地域の関係機関・団体との連携を図り, 保護者や地域住民へ協力を求める。
- ・ 学校, 地域の状況等に応じた危機管理マニュアルを作成する。
- ・ その際, 事件・事故発生時における対応の優先順位を明確にする。
- ・ 危機管理マニュアルを効果的に運用するために, 適宜訓練を実施する。
- ・ 訓練によって得られた課題をもとに, 危機管理マニュアルをより機能するものに改善していく。
- ・ 教職員に対して, 危機管理に関する研修を積極的に行い, 教職員の危機管理意識の向上, 維持に努める。

## 緊急連絡先一覧

教育委員会	教育総務課	420-0974	施設に関すること（風水害、火災等に関わるもの）
	学事課	420-0975	・生徒の事故に関すること（集団風邪等） ・教職員の事故に関すること（死亡・重傷・交通事故等） ・休校、始業時遅延に関すること（台風・積雪等）
	指導課	420-0976	生徒の事故に関すること （死亡・重傷・交通事故等）
	青少年育成課	420-0929	生徒指導に関すること（問題行動等）
	スポーツ振興課	420-0978	体育施設の開放に関すること
市役所	営繕課	420-0951	
	福祉課	420-0934	

警察署	1 1 0		校医（内科）	槇田 隆二	491-1751
	東広島警察署	422-0110	（内科）	富安 基晴	420-7665
	西高屋駅前交番	434-0110	（歯科）	伊藤 勇治	434-0585
消防署	1 1 9		（歯科）	藤田 光訓	426-5514
	東広島市消防局	422-0119	（耳鼻科）	加藤 隆紹	439-3387
	東部消防署（入野）	437-0119	（眼科）	福島 伊知郎	421-4611
	保 健 所	422-6911	（薬剤師）	竹乗 秀晴	434-0238
芸陽バス	担当者（斉藤）	424-4701			
	営業所	422-3126			
	東広島 学校給食センター	425-3388			
	広島総合警備保障	420-6100			
	JR 西高屋駅	434-0012			
	JR 白市駅	434-0316			
	高屋タクシー	434-0008			

事故発生時対応マニュアル(武道指導時の事故対応も)



発見者  
・応急処置 ・状況把握  
※場合によっては救急車の要請

※時系列でメモしていく。

管理職・養護教諭・担任への連絡,報告

担任等

1. 校長に報告(不在時は教頭へ)
  - ・けが等の症状,状況,原因
  - ・当日,日頃の健康状態
  - ・緊急対応状況
2. 病院等への搬送
  - ・養護教諭と連携して判断
  - 救急車の要請
  - 保護者に病院の確認
 (養護教諭等1名は付き添う)
3. 連絡
  - 被害者の保護者へ
  - 加害者の保護者へ
  - 病院等との連携
4. 被害生徒の見舞い
5. 経過報告
  - ・管理職,他の教職員へ
  - ・安全確認(再発防止等)
6. 事故報告書の作成

養護教諭

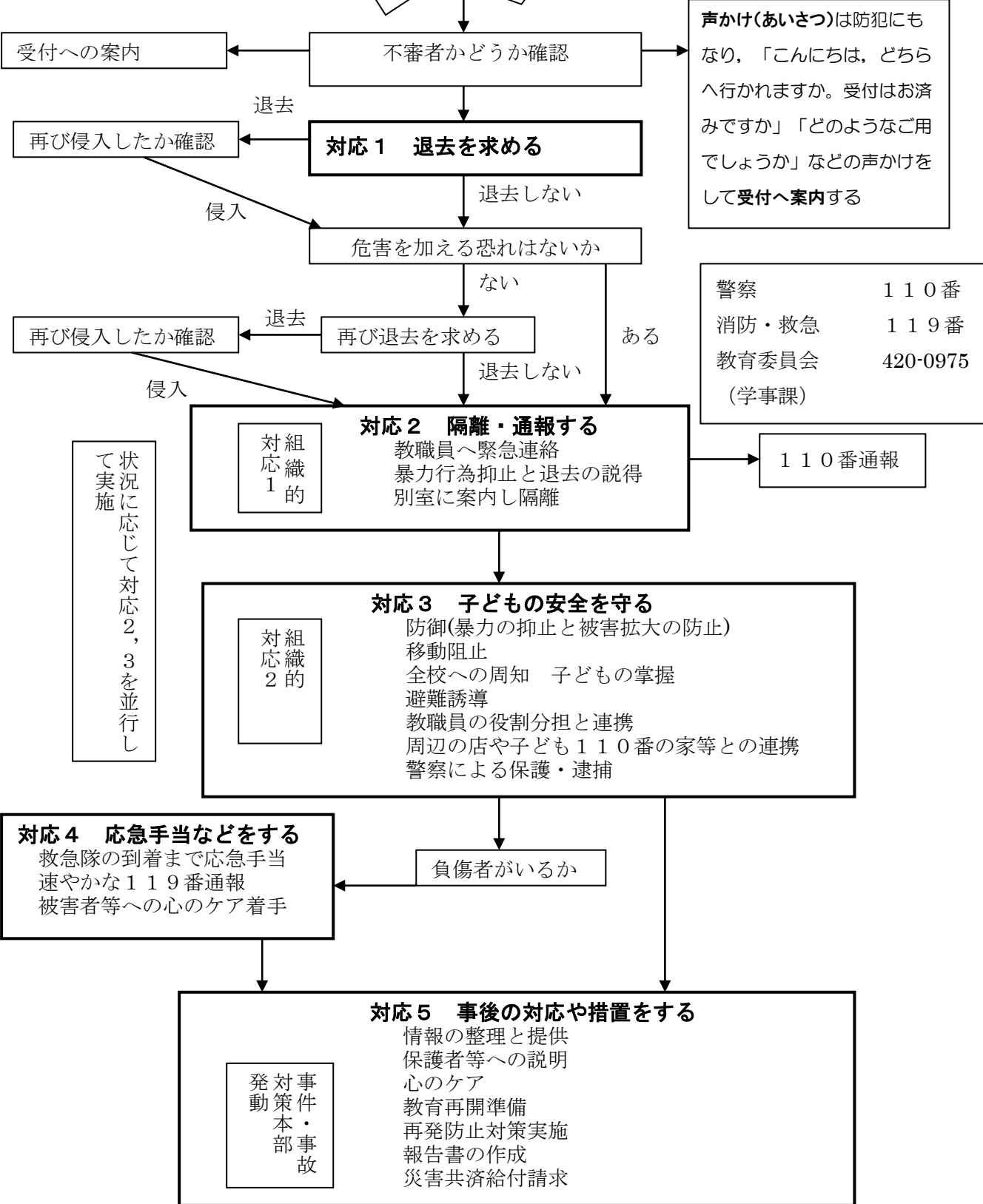
1. 応急手当
2. 病院等への連絡,搬送
  - ・必要に応じて救急車の要請
  - ・担任と相談して(家庭連絡後)
3. けが等の状況説明と経過報告
4. 日本スポーツ振興センターへの申請
  - ・事故報告書に基づき,校長と相談して

- 【留意事項】**
1. 事故防止のための取組
    - 日常的に安全教育の徹底を図る。
    - 小さな事故等についても,管理職に報告する。
    - 緊急連絡網を整備し,確実に連絡が伝わるようしておく。
    - 全教職員が,心肺蘇生法の技術を身につけ,事故時の応急処置をとることができるようにしておく。

- 【事故への対応】**
1. 事故発生ときは,必ず管理職に連絡する。状況把握・事実確認・証拠の保全を確実にする。
  2. 校長は,本部として待機し,教頭又は主幹教諭が実働する。
  3. 外部(市教委・学校医・地域・警察・マスコミ等)への窓口は,管理職が行い,一本化する。
  4. 事故の原因と責任を判断し,保護者への対応を適切に行い,不信感を招かないよう配慮する。
  5. 指導・施設・設備を含め,事故発生の問題点を明確にし,再発を防ぐ手だてを講じる。

# 不審者の校内侵入への対応

関係者以外の学校への立ち入り



状況に応じて対応2, 3を並行して実施

警察	110番
消防・救急	119番
教育委員会 (学事課)	420-0975

110番通報

対組織1的

対組織2的

発対事件  
動策件  
本部  
事故

## 下校中の不審者情報の対応

不審者についての情報（通報等）

状況を把握し当面の安全を確保する

**職員が複数で現場へ急行**  
**第1は生徒の安全確保，第2は被害の状況を詳しく聞き取ること**

- ・ 位置の確認
- ・ すぐに連絡できるよう携帯電話持つ
- ・ 管理職がいない場合は，他の職員へ管理職への報告を頼んで現場へ急行

**校長は出勤している職員に必要な応じて次のことについて指示**

- ・ 学校周辺の見回り
- ・ 主な通学路へ派遣
- ・ 校舎内安全確認
- ・ 学校に残っている生徒への指導，場合によっては非難の場所へ集める

現状を連絡し，安全を確保する

**不審者が発見された場合**

**不審者が発見されない場合**

関係生徒の聞き取りやその他の状況を整理

連絡  
報告

警察

4 3 4 - 0 1 1 0 (西高屋交番)

4 2 4 - 0 1 1 0 (東広島警察)

指導課 4 2 0 - 0 9 7 6

青少年育成課 4 9 3 - 7 6 2 5

**事実を確認し，対応を協議**（校長，教頭，生徒指導主事，必要に応じて他の職員）

対策をまとめ，実行する

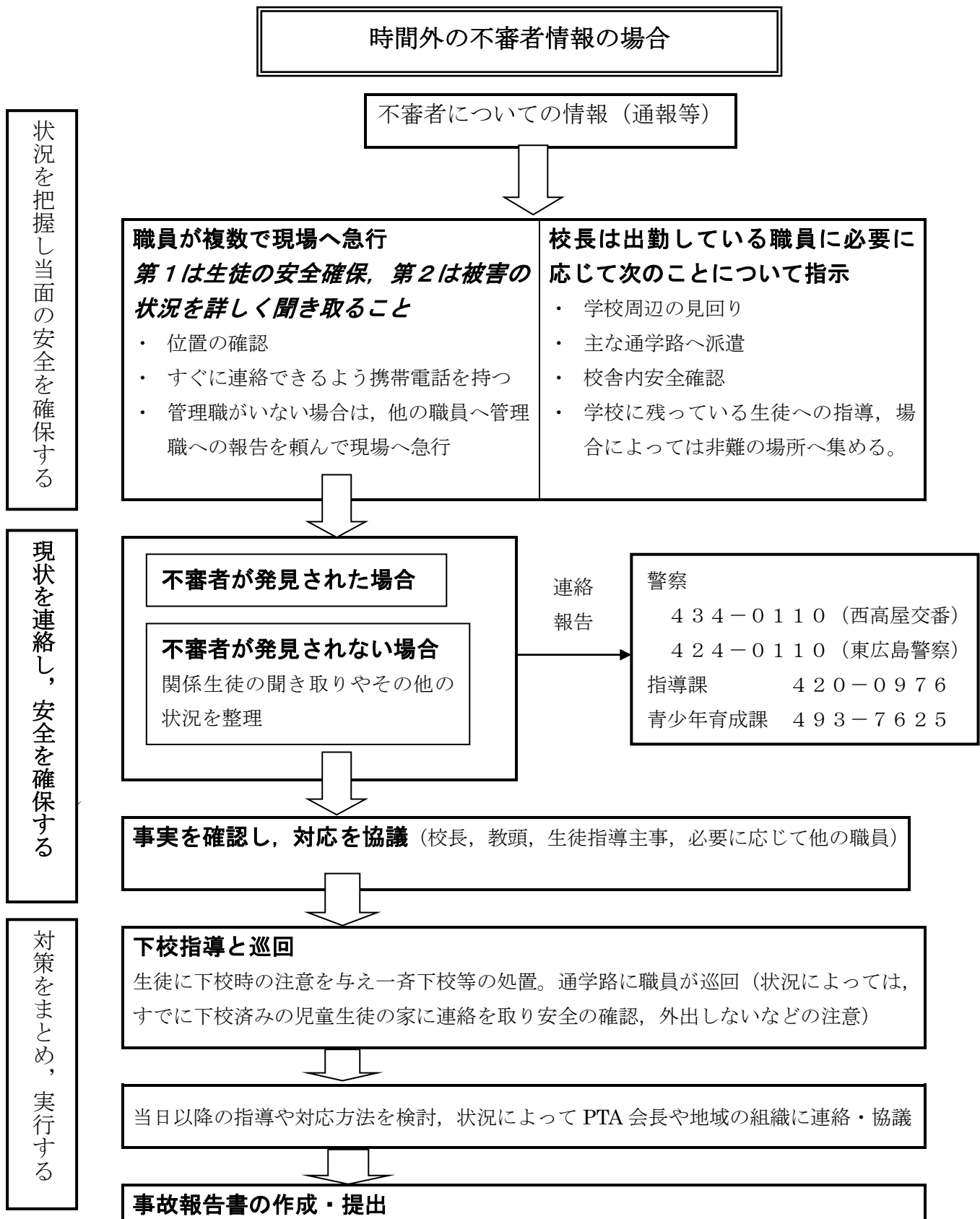
**下校指導と巡回**

生徒に下校時の注意を与え一斉下校等の処置。通学路に職員が巡回（状況によっては，すでに下校済みの児童生徒の家に連絡を取り安全の確認，外出しないなどの注意）

当日以降の指導や対応方法を検討，状況によって PTA 会長や地域の組織に連絡・協議

**事故報告書の作成・提出**

- ・ 状況によっては，翌日以降の登校に関する指導を家庭連絡
- ・ 居残り生徒や部活動中の生徒の状況確認し，指導する。

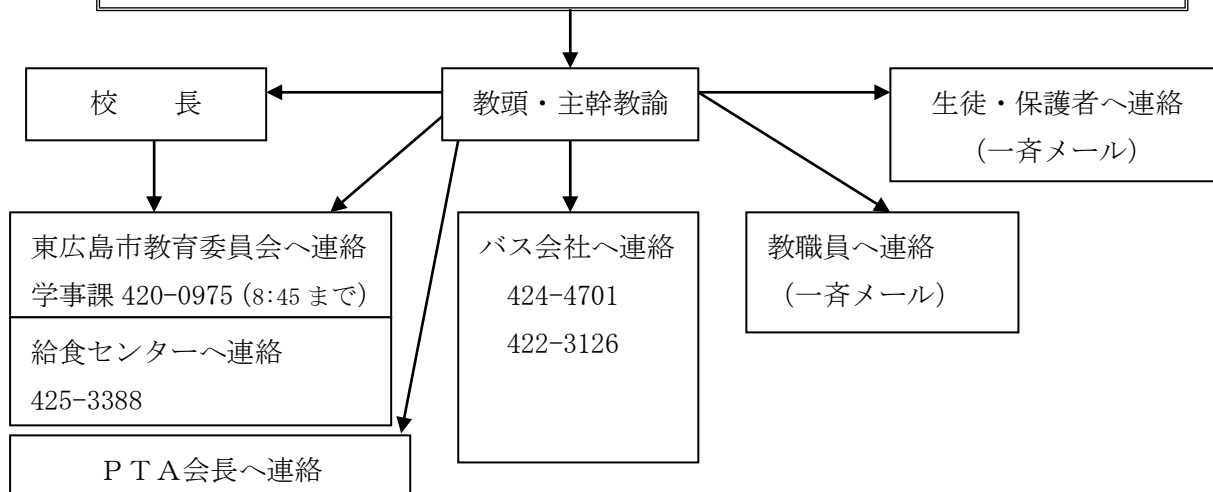


- ・ 状況によっては，翌日以降の登校に関する指導を家庭連絡
- ・ 居残り生徒や部活動中の生徒の状況確認し，指導する。

## 登校前台風接近・大雨情報に伴う対応について

午前6時の段階で、警報（「大雨警報」、「洪水警報」、「暴風警報」）のうち、いずれか1つでも発令された場合、「自宅待機」とする。→バスに連絡。

午前7時の段階で警報の発令が解除されている時は、原則「繰り下げ登校」、発令されている時は「臨時休業」とする。→次の順序で連絡。



- ・ 教頭、主幹教諭がJR・スクールバスの運行状況を把握
- ・ 生徒指導主事を中心に通学路の安全点検
- ・ 教務主任は、日程時間割等の検討

### 警報に伴う生徒への注意事項

- 1 午前6時の段階で、「東広島」地区に、次の警報のうち、いずれか1つでも発令されていれば、「自宅待機」とする。  
「暴風警報」、「大雨警報」、「洪水警報」  
※一斉メールおよび電話での連絡はしない。
- 2 午前7時の段階での措置
  - ① 警報の発令が解除されている時  
原則として「繰り下げ登校」とする。(例：8時30分)
  - ②引き続き警報が発令されている時  
「臨時休業」とする  
※一斉メールおよび電話で連絡する。
- 3 他地区に警報が発令され、「東広島」に発令されていないとき、
  - ア 登校は交通安全に留意し、登校すること。
  - イ 通学路で、道が浸水しているなど危険だと思われるところがあれば、迂回して登校すること。  
風雨等が強まってきた場合は、落下物に気をつけること。  
また、河川付近には、近寄ったりのぞき込んだりしないこと。
  - ウ 何かあれば、学校（434-0011、434-0383）に連絡すること。

## 台風接近・大雨警報発令に伴う一斉下校についてのH. Rでの指導事項

- 1 現在の状況を説明
- 2 生徒の安全を考えての一斉下校であること
- 3 H. R終了後は、直ちに寄り道をしないで下校すること
- 4 下校時は、交通安全に留意し、できるだけ集団で下校すること
- 5 通学路で、道が浸水しているなど危険だと思われるところがあれば、迂回して下校すること また、風等がでた場合、落下物に気をつけること
- 6 下校し、家に帰ったら、外に出て遊ぶなどしないこと
- 7 何かあれば、学校に連絡すること
- 8 明日の予定の確認

# 登校後台風・大雨情報への対応について

暴風雨・大雨・洪水に関する情報

対応検討会議  
 (本部長：校長，教頭，主幹教諭，教務主任，生徒指導主事，学年主任)

**安全な時間に安全な通学路・方法で下校**

- ・ 正確な情報確認 (テレビ，インターネット)
- ・ 通学路の安全情報収集 (教職員の巡視，バス会社等からの情報)
- ・ JRの運行状況，芸陽バス (スクールバス) との連絡 (教頭)

対応計画の作成

1 生徒の安全確保 (生徒指導主事)

- ・ 生徒の下校方法 (10分間学年時間差下校など) の決定
- ・ 通学路の安全指導計画
  - 本部 (校内での待機者)                      ○校内での下校指導担当者
  - JR西高屋駅までの通学路(西高屋駅，踏み切り，造賀バス)担当者
  - スクールパトロールの担当者              ○公衆電話利用の生徒への対応者

2 給食関係の対応 (給食担当)

- 学校給食センターへの連絡              ○食材の扱い

市教委へ報告

PTA会長・副会長へ連絡



生徒下校 教職員は担当場所で安全指導 (何かあれば本部へ報告)

校舎内外の安全点検

- 警報等に伴うH. Rでの生徒への注意事項
- 1 現在の状況の説明
  - 2 生徒の安全を考えての一斉下校であること
  - 3 H. R終了後は直ちに寄り道をしないで下校すること
  - 4 下校時は，交通安全に留意し，できるだけ集団で下校すること
  - 5 通学路で，道が浸水しているなど危険だと思われるところがあれば，迂回して下校すること また，風等がでた場合，落下物に気をつけること
  - 6 下校し，家に帰ったら，外に出て遊ぶなどしないこと
  - 7 何かあれば，学校 (434-0041, 434-0383) に連絡すること

市教委(学事課)  
 420-0975

バス会社  
 424-4701  
 422-3126

JR西高屋駅  
 434-0012

JR白市駅  
 434-0316

西高屋交番  
 434-0110

東広島警察署  
 422-0110  
 (110番)

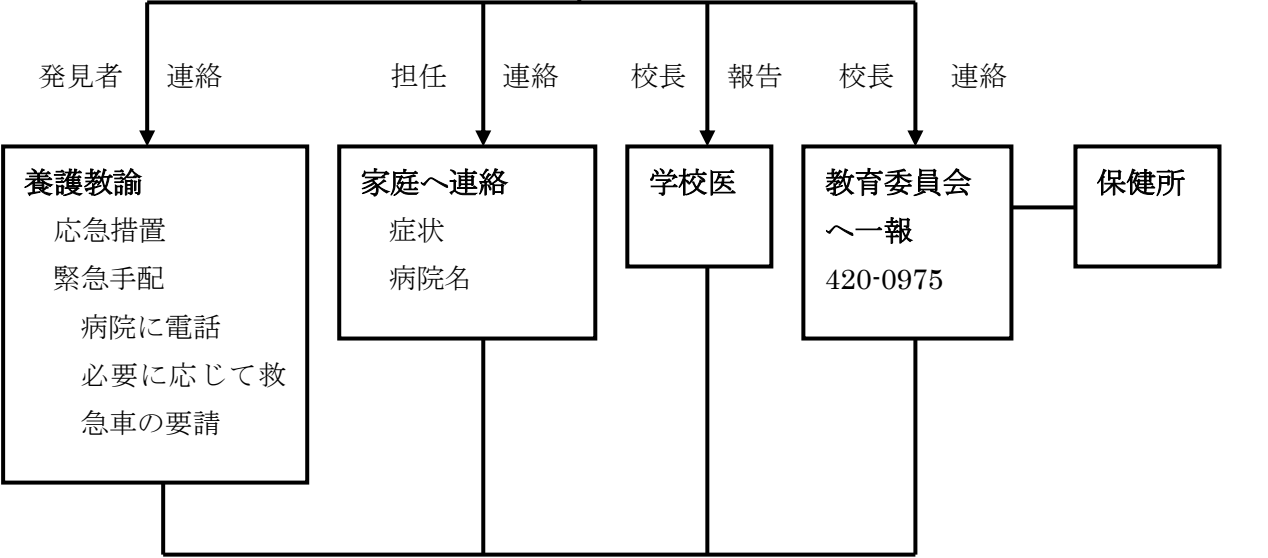
東部消防署  
 437-0119  
 (119番)

食中毒発生時の対応マニュアル

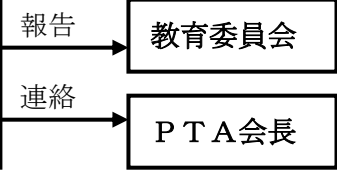


校長へ報告

状況の把握  
保健主事，担任，養護教諭等



対応検討会議（校長，教頭，主幹教諭，教務主幹，保健主事，生徒指導主事，学年主任，養護教諭，栄養教諭）



臨時職員会議

全生徒へ指導

保護者への連絡

- ・ 校医，保健所の指導のもと，今後の対応策を考え，校長の指示のもと，生徒の指導を行う。
- ・ マスコミ対応は，校長が行う。（窓口一本化）

# 食物アレルギー緊急時対応マニュアル

発見者＝観察者  
・生徒から離れず観察  
・助けを呼ぶ  
・緊急性の判断

食物アレルギー・  
アナフィラキシーの発症

校長へ報告

状況の把握 担任・養護教諭  
皮膚・呼吸・お腹・全身を観察する

食事の時間と症状の出た時間、  
原因食品を確認する

## アレルギー症状

### 全身の症状

- ・意識がない
- ・意識もうろう
- ・ぐったり
- ・脈が触れにくい
- ・唇や爪が青白い

### 消化器の症状

- ・腹痛
- ・吐き気、嘔吐
- ・下痢

### 呼吸器の症状

- ・声がかすれる
- ・咳
- ・息がしにくい
- ・ゼーゼー、ヒューヒュー

### 皮膚の症状

- ・かゆみ
- ・じんましん
- ・赤くなる

緊急性が高いアレルギー症状はあるか  
5分以内に判断

ある

### 緊急性が高いアレルギー症状への対応

- ・救急車を要請
- ・エピペンがあれば使用
- ・反応がなく呼吸がなければ、心肺蘇生を行う→AEDの使用
- ・その場で安静にする

ない

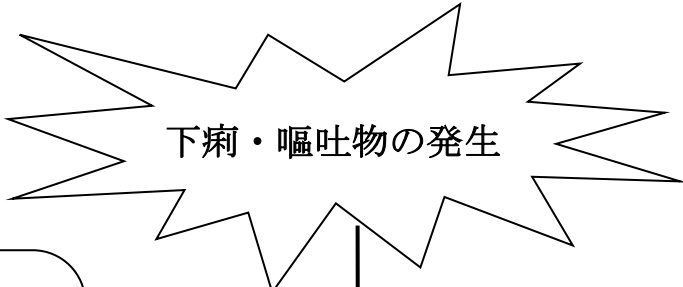
内服薬を飲ませる

保健室または、安静にできる場所へ移動する

### 事後の対応や措置

- ☆情報の収集・整理
- ☆心のケア
- ☆保護者への状況説明
- ☆教育委員会への報告

下痢・吐物の処理マニュアル  
(二次感染防止のために)



- 養護教諭へ連絡
- 排泄物処理用具の準備
  - ・ 使い捨てマスク
  - ・ 次亜塩素酸ナトリウム
  - ・ 使い捨て手袋
  - ・ アルコール
  - ・ ゴミ袋
  - ・ ぞうきん

生徒を排泄物に近づけさせない。

使い捨てマスク、手袋を装着  
(処理は教職員が行う)

下痢・嘔吐物の処理

バケツ等に汚物を入れた場合  
トイレ・食器に汚物がついた場合  
嘔吐物は食缶に入れないこと

- ・ 汚物の洗い場で軽く洗い、  
消毒剤に十分浸した後に洗う。

嘔吐物で床が汚染された場合

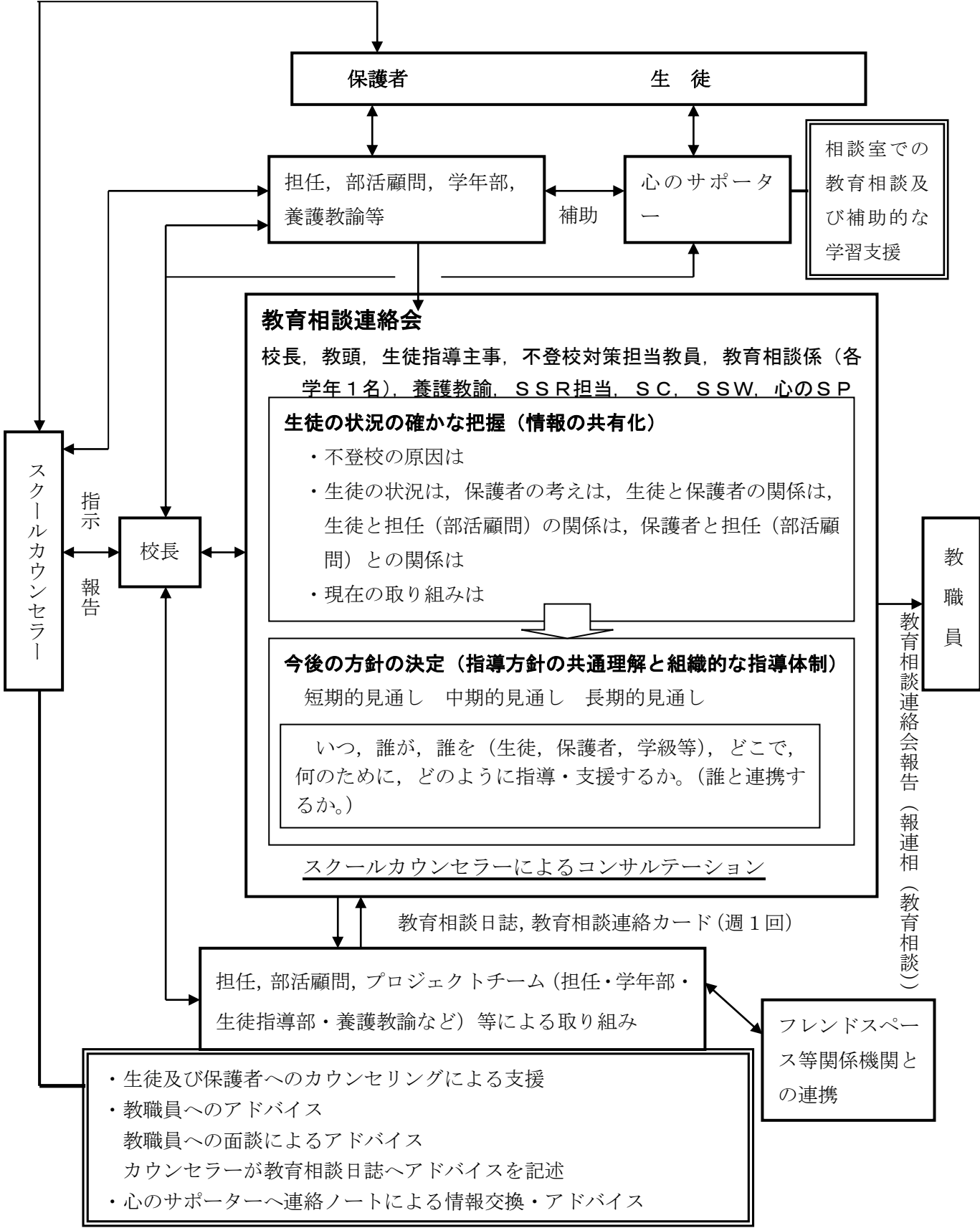
- ・ 嘔吐物に新聞紙をかけ、薄めた消毒液を振りかけ、新聞紙のままゴミとして捨てる。
- ・ 消毒剤を含ませたぞうきんでおおい、しばらく(5~10分)放置した後に清掃

下痢・吐物の付着した手袋・マスク・ぞうきんは、  
汚染源のため、ゴミ袋に入れてしっかり処分

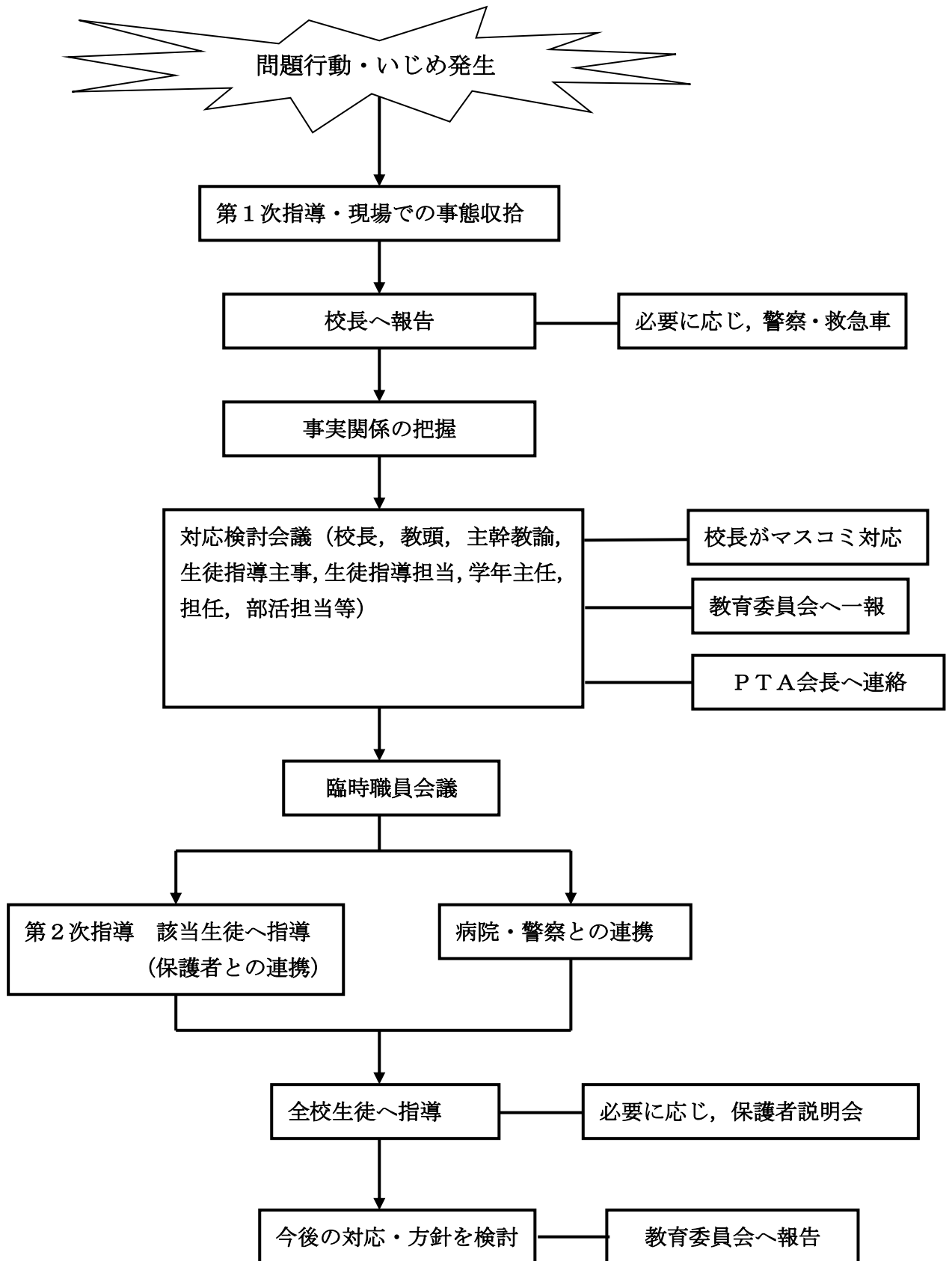
担当者の手洗い

- ・ 汚物の洗い場で石鹸で十分手を洗い、消毒液で手指を消毒する。
- ・ 一般の手洗い場では、手を洗わない。  
(トイレ等に決め、蛇口や手栓の消毒を行う)

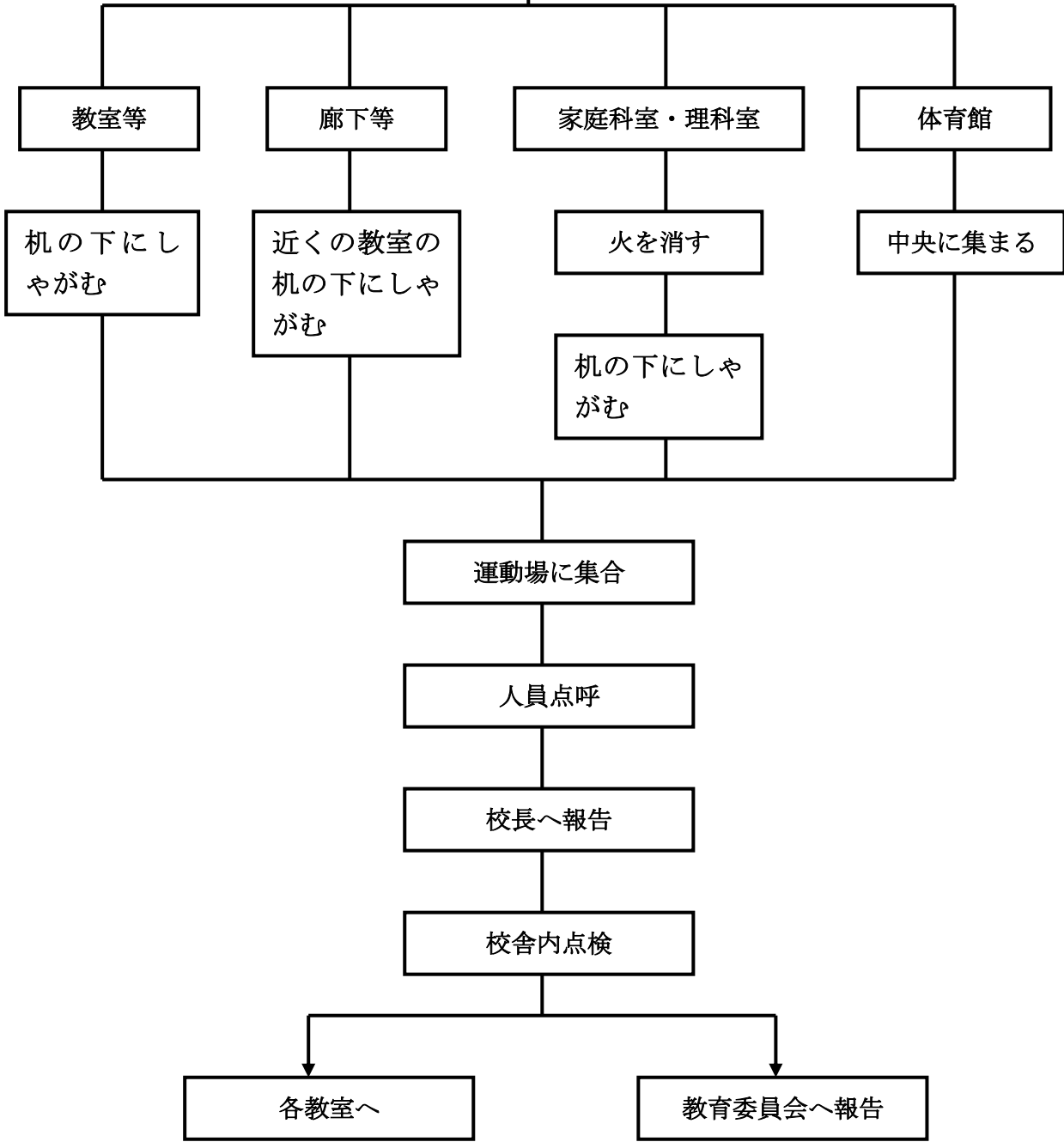
# 不登校生徒及び不登校傾向生徒への対応



問題行動・いじめ発生時の対応マニュアル



地震発生時の対応マニュアル



最初の小さなゆれ（初期微動）の後、大きなゆれ（主要動）となる。

# 火災発生時の対応マニュアル

火災発生

火災発見者は職員室に連絡

校長に報告。「119」に通報

通報連絡係員は緊急放送

「緊急放送，只今〇〇校舎〇〇階〇〇教室より火災が発生しました。生徒は先生の指示に従い全員校庭に避難しなさい。」

避難誘導

出火場所を把握し，生徒を安全に避難させる。  
出席簿を持ち出す。

初期消火係員は，屋内消火栓及び消火器等で消化活動

避難場所で人員点呼

各学級担任は校長へ報告。残留者がいた場合は，救出活動を行い，不可能な場合は，消防隊に任せる。  
負傷者がいる場合は，応急処置を行うとともに，救急隊と密接な連絡を取る。

教育委員会へ報告

# 非常ベル作動時の行動マニュアル

非常ベル作動時は、誤作動であったとしても避難を行う。

## ○ベル作動時の放送

非常ベルが鳴り終わったら

『緊急避難、緊急避難。〇〇館〇〇階で非常ベルが作動しました。生徒、教職員、全員速やかにグラウンドに避難してください』

## ○避難場所・避難隊形

- ・グラウンド中央に朝礼隊形で集合 ※生徒は本館に背を向けて集合させること
- ・代議員は点呼を取りすばやく担任（授業担任）に報告する。

代議員 → 担任（授業担任） → 学年主任 → 主幹 教諭
----------------------------------

前		
1年	2年	3年

## ○避難時における生徒の基本行動

- ・すべての行動をやめ、静かに放送を聞く。
- ・窓を閉め、カーテンを開け消灯。（窓、戸は鍵をかけない。）
- ・先生の指示を受けるまでは勝手な行動をしない。
- ・ハンカチを出し、静かにすばやく廊下に並ぶ。学用品はもたない。
- ・煙が出ている場合は、身を低くし、ハンカチを口にあて煙を吸わないようにする。
- ・「押さない」「走らない」「しゃべらない」で行動し、特に階段においては注意する。
- ・校庭に出たら駆け足で集合する。集合場所では整列し座って指示を待つ。
- ・避難場所はグラウンド中央に、本館に背を向けて並ぶ

## ○避難経路

※裏面参照

## ○避難時の役割

### □授業中

- ・授業者 窓を閉め、カーテンを開け、消灯し出席簿をもって生徒を誘導する。  
集合場所で生徒の点呼を行い、学年主任に報告を行う。  
（白鳥学級の生徒の誘導も同様に行う。）
- ・授業者以外

男性・・・担当学年の教室に逃げ遅れた生徒がいないかを確認する。

女性・・・避難経路に立ち、生徒の安全な避難を誘導する。

### □休憩中

- ・教室付近の先生が窓を閉め、カーテンを開け、消灯し出席簿をもって生徒を誘導する。  
集合場所で生徒の点呼を行い、学年主任に報告を行う。  
（白鳥学級の生徒の誘導も同様に行う。）

## ○避難終了後 地域の人が混乱するため

『先ほどの非常ベルは誤作動でした。』

# 避難経路

## 基本

1年生：新館の玄関からグラウンドへ避難

2年生：本館西側階段から降りて生徒玄関からグラウンドへ避難

3年生：本館東側階段から降りて職員玄関から避難

※2・3年生は、降りる階段付近に出火場所がある場合には、渡り廊下を渡って特別棟に移動し、東側階段を降りてグラウンドへ避難

## 例

○HRで授業を受けている場合

・特別棟が出火場所

1年生：新館の玄関からグラウンドへ避難

2年生：本館西側階段から降りて生徒玄関からグラウンドへ避難

3年生：本館東側階段から降りて職員玄関から避難

・事務室が出火場所

1年生：新館の玄関からグラウンドへ避難

2年生：本館西側階段から降りて生徒玄関からグラウンドへ避難

3年生：渡り廊下から特別棟に移動し、東側階段から降りてグラウンドへ避難

・保健室が出火場所の場合

1年生：新館の玄関からグラウンドへ避難

2年生：渡り廊下から特別棟に移動し、東側階段から降りてグラウンドへ避難

3年生：本館東側階段から降りて職員玄関からグラウンドへ避難

○特別棟で授業を受けている場合

・特別棟が出火場所

学年に関わらず、出火場所を避けて階段を降りるか、渡り廊下を渡って本館の階段を降りるかしてグラウンドに避難

・本館のどこかが出火場所

学年に関わらず、東側にいる場合は東側階段から降りて、西側にいる場合には西側階段から降りてグラウンドに避難（現在は工事のため、東側階段から降りる）

○休憩時間の場合

・自分がいる場所から、基本の避難経路に従って出火場所を避けるように避難

※出火場所から離れるように避難します。

# 緊急時の生徒の引き渡し下校について

## 1 引き渡し下校を実施するとき

- (1) 警報等が発令されており、生徒だけで下校させるのが危険と判断される時。
- (2) 地震等で、生徒だけで下校させるのが危険と判断される時。

## 2 方法

- (1) 引き渡し下校決定後、各家庭へ引き渡し時刻等を緊急メールで配信します。
- (2) 生徒は各教室（またはグラウンド）へ避難します（または体育館で待機させます）。
- (3) 車でお迎えの場合は、グラウンドに駐車し、指定の場所（各教室等）にお越しください。
- (4) 徒歩でお迎えの場合は、直接、指定の場所（各教室等）にお越しください。
- (5) 保護者は指定の場所（各教室等）で、「生徒名」、「出迎え者の続柄」を申し出て、お子さんを引き取ってください。
- (6) 担任の確認を受けた後、生徒は保護者（またはそれに代わる方）の同伴で下校します。
  - ※ 保護者の方が引き取りに来られない場合は、一定時間学校でお預かりします。
  - ※ 通学路の安全が確認され、徒歩、自転車、電車を利用し、各自で帰ることが可能と判断し、かつ、保護者からの連絡があった場合に限り、各自で帰宅させます。

## 3 お願い

- ・お子さんの教室を確認しておいてください。
- ・電話回線などが寸断された場合には、連絡が不可能となります。その場合には、状況を判断していただき、自主的にお迎えをお願いします。